

# 「第13回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」 議事概要

日 時：平成28年2月24日（水） 15:00～17:00

場 所：TKPガーデンシティ御茶ノ水カンファレンス ジョイント3A+3B

出席委員：

大崎委員長、長岡 政省令・制度運用検討分科会長、  
住谷 性能規定化分科会長、加藤 大括り化検討WG主査、  
淡路谷委員、五野委員、宮守代理（片山委員）、大河内委員、  
太田委員、田宮代理（岡田委員）、高坂委員、平岩代理（近藤委員）、  
澁江委員、大浦委員、八木代理（内橋委員）、齊藤委員、  
古川委員、前田委員、松野委員、山田委員

関係者：METI製品安全課 遠藤課長補佐、長澤専門職、

METI国際電気標準課 汗部専門職、

事務局：NITE製品安全センター 嶋津、義経、宮川、左海、草深、中井、石井

備考：本書で行頭文字は次の意味で用いる。C:コメント, Q:質問, A:回答

## 【1】 開会

## 【2】 会議成立の確認

過半数の出席があることから当調査検討会は成立している旨を報告。

## 【3】 新任委員の紹介

委員交代のあった、次の新任委員の紹介があった。

- (1) 内橋委員（八木代理）（一般社団法人日本照明工業会）
- (2) 大浦委員（一般社団法人日本ホームヘルス機器協会）
- (3) 片山委員（宮守代理）（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）
- (4) 齊藤委員（一般社団法人家電製品協会）

## 【4】 METI製品安全課 遠藤課長補佐 挨拶

平成21年の設置以来、本検討会では電気用品安全法（以下「電安法」という）の抱える課題について検討してきた。「技術基準の性能規定化」では、平成26年技術基準省令を改正した。また、産業構造審議会に電気用品整合規格検討ワーキンググループを設置し、IEC規格に整合する整合規格の整備を進めてきた。来年度は制度運用の充実を検討いただきたい。

今年度は主に「品目の大括り化」を審議した。大括り化の実現によって届出事務の合理化が可能になる一方、電安法の対象範囲が広がる可能性があり、慎重な審議が必要である。来年度も引き続き検討をお願いする。

## 【5】 配付資料に関する補足

「資料13-3 別添」は、昨年度作成した「中間報告」に加筆・修正し、「中間報告平成27年度版」とした報告書である旨、事務局から説明があった。

【6】 大崎委員長 挨拶

本日は、色々な視点から課題抽出・助言頂き、来年度の審議に繋げたい。また、ご協力頂いている分科会・WG等の関係者に、この場を借りてお礼申し上げる。

【7】 1 前回議事録の確認

「前回議事録は、委員に内容を確認頂いた上で、事務局（NITE）のHPに公開済みである。改めてご意見があればお知らせ頂きたい」旨、事務局から説明があった。特段意見はなく、議事録を確定した。

【8】 2 平成27年度電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する活動報告資料13-2「平成27年度電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する活動報告（案）」に基づき、事務局から説明があった。その後、次の質疑応答の後、承認された。

Q（大崎委員長）

政令別表第二（案）において、「交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの」の直後に括弧書きする表現は、政令として正しいか。

A（事務局）

電気用品や電気用品の区分に対し、括弧書きで対象の定格電圧及び周波数を規定する表現は、現行の電安法の政令で一般的に用いており正しいと考える。

Q（大崎委員長）

政令別表第二（案）において「(5)その他の電気機械器具」とある。あらゆる電気機械器具が「(5)その他の電気機械器具」とならないか。

A（事務局）

「電気用品の範囲等の解釈」において、「交流用電気機械器具」の範囲を限定しており、あらゆる電気機械器具が対象となることはない。例えば、交流用電気機械器具を「一般消費者が通常生活の用に供するもの」または「当該機械器具の安全性の知識に乏しい者が使用するもの」に限定しているため、工場で専門の技術者に使用される電気機械器具は除外される。

【9】 2—1 平成27年度 政省令・制度運用検討分科会の活動報告

資料13-3「平成27年度政省令・制度運用検討分科会の活動報告」に基づき、政省令・制度運用検討分科会の長岡分科会長から説明があった。また、資料13-3別添に基づき、加藤 大括り化検討WG主査から説明があった。その後、次の質疑応答・意見の後、承認された。

Q（大崎委員長）

資料13-3別添のp. 13の「表9範囲等の解釈のイメージ」内、(7)「その他特殊な構造のもの」の事例に、「イ 他法令の安全基準に基づき設計・製作されるもの」が含まれることに違和感がある。「その他特殊な構造のもの」に含めずに、独立した除外規定の条件にしてはどうか。

A（加藤 大括り化検討WG主査）

現行の解釈でも、他法令の適用を受ける製品を「その他特殊な構造のもの」として除外しており、このままとしたい。\*

C（大崎委員長）

資料13-3別添のp. 11 表9（3）二に、「『業務用製品』の表示があるもの」の旨がある。これの実現性等、業務用の製品に関し、さらに検討をお願いします。

Q（澁江委員）

資料13-3別添のp. 16の「4.5.4 電気機械器具から配線器具類への移動について(2)コンセント付き家具」に関し、「配線器具『類』」とあるが、正確な電気用品の区分は「配線器具」である。

A（加藤 大括り化検討WG主査）：修正する。

#### 【10】 2-2 平成27年度 技術基準性能規定化分科会の活動報告

資料13-4「整合規格の整備改訂3.1版改訂について」に基づき、事務局から説明があった。特段意見はなく承認された。

#### 【11】 3 平成28年度の活動方針

資料13-5「平成28年度の活動方針（案）」に基づき、事務局から説明があった。特段意見はなく承認された。

#### 【12】 検討会後における配付資料修正案の扱い

検討会後における配付資料修正案の確認は、大崎委員長に一任することが承認された。

#### 【13】 今後の予定

事務局から次の説明があった。

##### （1）本日の議事録案の扱い

作成次第、委員に電子メールで確認いただき、NITE HPに掲載する。

##### （2）次回開催予定

平成29年の年明け以降

#### 【14】 閉会

以上

---

\* 例：「電気用品の範囲等の解釈」p. 11 7（3）ハ（ロ）  
医薬品医療機器等法の承認又は認証を受ける直流電源装置